

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月17日

**公益社団法人日本アメリカンフットボール協会** スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://americanfootball.jp/jafa-outline>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>組織ガバナンス強化中期計画「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」を2020年11月に策定し、12月にHPに掲載した。</p> <p>組織運営の中長期基本計画については、「Jafa中長期ビジョン」を2022年10月策定した。下記①、②の内容を明記してHPに掲載した。④、⑤は年度事業計画で説明しHPに掲載している。</p> <p>①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等）</p> <p>②現状分析</p> <p>③達成目標</p> <p>2024年度末までに、下記を盛り込んだ実行計画「Jafa中期実行計画（仮称）」を作成する予定であったが、選手強化やラグフットボールの五輪競技採用に伴う業務拡大により、策定する予定である。</p> <p>④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題）</p> <p>⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン）</p> <p>⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）は実行計画「Jafa中期実行計画（仮称）」の中で表記していく</p>	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance">https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance</a>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	今後、人材採用育成計画について「Jafa中期実行計画（仮称）」に盛り込む。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	今後、財務の健全性確保に関する計画について「Jafa中期実行計画（仮称）」に盛り込む。	57.「委員会名簿」（ワーキンググループ名簿参照）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>現在、理事は理事総数24名中、外部理事5名（20.8%）、女性理事2名（8.3%）である。</p> <p>2023年6月の改選により、理事は理事総数24名中、外部理事6名（25.0%）、女性理事2名（8.3%）となり、外部理事目標は達成した。監事については、2名の内、女性1名（50.0%）となり目標は達成した。</p> <p>女性理事は「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」の傘下団体の推薦枠より1名推薦があったが、女性外部理事が1名退任したことから、合計では2名となり増員することが出来なかった。</p> <p>女性理事の割合を上げるために、2022年度に「役員候補者選定委員会規程」を策定し、選定基準にて、女性理事の配置を「原則として女性を3名以上含むこと」と規程した。最終的な目標（ガバナンスコードの基準の順守）を2031年と掲げ、そこに向けて改選ごとに女性理事を増やす。</p> <p>また、理事の選任の観点（知識・経験・能力）などを、ホームページで公表することを、次回理事改選時に行う。</p>	<p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a></p> <p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-member">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-member</a></p> <p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance">https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance</a></p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	JAFaは、公益社団法人であり本審査項目は適用されない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に記載されているアスリート委員会は、競技特性に合わせ、アスリート＆コーチ委員会として2021年8月の理事会にて設立した。委員会に加盟団体選手会推薦者を委員として選任し、アスリートの意見集約を行う。 「アスリート＆コーチ委員会運営要領」を2023年3月に策定し委員会の目的、委員の構成、開催頻度及び理事会に議事内容を報告することを明記した。 委員長は理事が務めアスリート＆コーチ委員会の意見を組織運営に反映させる。 2023年1月21の海外選手との交流試合（DJB）とあわせて、コーチ研修会を開催し、海外関係者と情報交換を行い見識を広めた。	57.「委員会名簿」（アスリート＆コーチ委員会名簿参照） <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>2021年度理事改選において、「定款」第24条第1項に基づき、理事24名、監事2名を選任した。</p> <p>2023年度の理事会開催は、「定款」第37条第1項に基づき理事会を7回開催し、役員選考委員の選任、事業計画・予算書、事業報告案・決算書、事業執行役員の選任、世界大会出場確認・日本代表監督の選任、規程の改定などを確認した。</p> <p>JFAでは事業執行において、理事より事業執行役員を選任するとともに、委員会を組織して取組みや方向性を取りまとめ、理事会において確認する、実効性の高い機関決定を行っている。</p>	<p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a></p> <p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-member">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-member</a></p> <p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance">https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance</a></p>
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>2022年度に「役員候補者選定委員会規程」を策定し、選定基準にて「就任時において、理事については満70歳未満であること」（2025年4月より施行）と規程した。</p> <p>「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」では、激変緩和のため理事の就任時の年齢について第3条に75歳未満でなければならないと定めているが、2025年3月までには「満70歳未満でなければならない」と規程変更する。</p>	<p><a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a></p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2022年度に「役員候補者選定委員会規程」を策定し、選定基準にて「既に連続して10年以上理事として在任している者でないこと、又は過去に連続して10年以上理事として在任したことのある者にあつては、理事を退任してから2年以上経過していること」と規程した。 2024年度現在は、在任期間が連続10年を超える役員はいない。  【例外措置または小規模団体配慮措置】	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a> <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance">https://americanfootball.jp/jafa-outline/governance</a>
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員は「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」により、役員選任議案の役員候補名簿（案）が作成される。 次に「役員候補者の選考に関する規程」（2022年度策定）に基づき設置された、「外部有識者を含む独立した役員候補者選考委員会」において、役員候補名簿が諮問答申される。 次に理事会において、社員総会上程の「役員選任議案」として決議され、社員総会において役員が選任される。 「役員候補者の選考に関する規程」第5条の選考委員については、構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む）が占めないよう規程の改定を、次期理事改選までに行う。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	<p>法令を遵守する規程を整備している。</p> <p>「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）、第10条（処分等）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員、JAF Aの加盟団体の構成員、JAF Aの役員、職員、委員会構成員について禁止行為および処分を定めている。</p> <p>「定款」第10条（除名）、第11条（会員資格の喪失）、第12条（加盟団体および代表者等）により、JAF Aの会員、加盟団体の除名および資格喪失、第26条（欠格事由）、第30条（役員の地位の喪失）により役員の欠格事由と地位の喪失を定めている。</p> <p>「日本代表チーム編成規程」第11条（非行行為に対する処分）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員について禁止行為および処分を定めている。</p> <p>「就業規則」第52条から第64条に服務規律を、第67条から74条に制裁および解雇を定めている。</p>	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	<p>「定款」をはじめ、「入会及び退会に関する規則」、「会費等に関する規則」、「社員総会運営規則」、「社員等に関する規則」、「理事会運営規程」、「謝金規程」、「殿堂顕彰規程」、「会長に事故があるときの社員総会議長代行順位に関する規程」、「会計規程」、「加盟団体に関する規程」、「理事会提出理事会提出役員選任議案作成に関する基準」、「委員会規程」、「役員候補者の選考に関する規程」など法人運営に関する各種規程を整備している。</p> <p>2024年6月には、「派生競技会員の入会及び退会に関する規則」「派生競技会員の会費等に関する規則」を新規策定した。</p>	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	「倫理懲罰規程」をはじめ、「内部通報規程」、「アンチ・ドーピング規程」、「個人番号及び個人 情報の保護に関する基本方針」、「個人情報及び個人情報の保護に関する基本規程」、「日本代表 チーム編成規程」、「印章管理規程」、「理事等の職務権限規程」、「就業規則」、「法人カード利 用規程」、「利益相反管理規程」など法人の業務に関する各種規程を整備している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	「旅費規程」をはじめ、「役員等の費用弁償規程」、「就業規則」など法人の役職員の報酬等に関す る規程を各種整備している。 また、職員の報酬については「就業規則」第5条に基づき「個別労働契約」において労働条件の一つ として定めることになっている。 2024年6月には、「役員等の報酬等の支給の基準」を改訂し、さらに明確な基準とした。また、内閣府 公益に認定委員会に、変更届を提出している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>  58.「個別労働契約書」
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	「定款」第8章資産及び会計（第46条から第51条）、第9章基金（第52条から56条）において定めら れているほか、「寄附金等取扱規程」、「会計規程」、「管理運営基金取扱規程」など各種規程を整 備している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	「定款」をはじめ、「会費等に関する規則」、「社員等に関する規則」、「管理運営基金取扱規 程」、「加盟団体に関する規程」など各種規程により会費、分担金の徴収に関すること、基金等の運 用益に関することが定められている。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	「日本代表チーム編成規程」第8条（選手の選考）、9条（候補者から除外）により、選考基準、選考 過程が明確になっている。また、当該委員会の委員の全員の同意が条件となっている。 「日本代表チーム編成規程」第12条（不服申し立て）には、事後に選考理由を開示等のために、不服 申し立てが規程されている。 また、「日本代表チーム編成規程」第12条第2項にて日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応 諾条項を設定している。 選手登録やチーム移籍に関する規程は、加盟団体が個別に規定しておりJAFは該当しないが、選手の 権利保護のため「内部通報規程」を整備している。 「日本代表チーム編成規程」第5条（監督の選任）第6条（コーチの選任・任命）により、選考基準を 作成するコーチを選任し、競技またはポジションごとのコーチが個別の評価表を作成し評価にあたる ことが規程されている。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	JAFが主催する試合及び海外派遣する審判員の選考は、加盟団体である日本アメリカンフットボール 審判協会が行っている。 JAFは審判員の選考に携わっていない。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	TMI総合法律事務所と「顧問契約」を締結し、専属の弁護士と規程の整備や法人運営に関する日常的 な相談を行っている。 2023年8月に、コンプライアンス研修「公益社団法人の理事・監事として知っておくべきこと」を開 催し、潜在的な問題把握、法的知識の習得を図った。	35.「顧問（弁護士）契 約書」 36.「新任役員研修資 料」



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	2021年8月の理事会においてフェアプレイ推進委員会を更に発展させる形で、コンプライアンス委員 会を組織した。 「コンプライアンス委員会運用要領」2023年3月に定め、委員会の目的、役割、委員の構成、開催頻 度、及び理事会に議事内容を報告することを明記した。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	2023年度8月に組織したコンプライアンス委員会には1名学識経験を配置するとともに、必要に応 じて組織する調査委員会には弁護士を配置することとしている。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa- outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JSPOが開催する各種研修に役員が参加し、理事会等で報告している。 コンプライアンス教育を2022年3月までに研修会を予定していたが、2023年度の新任理事も含めて研修するほうが、よいことから2023年8月に実施した。 今後は改選ごとに教育を行う。	36.「新任役員研修資料」 37. 39.スポーツインテグリティの向上に向けて__開催要項
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	加盟団体の選手及び指導者に対する、全体的なコンプライアンス教育を行えなかったが、JSPOやUNIVASの研修会への参加を呼び掛けた。また、日本選手団を組織したときは、大会派遣に伴うコンプライアンス確保に向け「同意書兼誓約書」を提出させるとともに、その研修を行っている。今後は研修方法などを検討し、加盟団体に対しコンプライアンス教育を行っていく。 2024年6月・8月のU20世界大会カナダ、フラッグフットボール世界大会フィンランドに参加する選手及び指導者等に対して、日本代表としての心構えなどコンプライアンス教育を実施するとともに、実行を促すように同意書兼誓約書を徴収した。 2024年1月に「DJB」に伴い、海外関係者も交え加盟団体のコーチを対象に「コーチ研修会」を開催し見識を深めた。	40.渡航説明会__選手の心得 41.フェアプレイ宣言 42.フェアプレイセミナー開催案内 43.フェアプレイシンポジウム実施内容 44.シンポジウム資料 44-1.シンポジウムアンケート_指導者用 44-2.シンポジウムアンケート_選手用
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JAFが主催する全国大会及び国際大会等に参加する審判員に対しては、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会がコンプライアンス教育を実施している。その実績を確認し、今後も年に1回の実施確認を行う。	63.オフィシエティングマニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	法令、定款、会計規程並びに公益法人会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また、専門性を有し適性のある監事2名（弁護士及び会計士）を置き、各事業年度の計算書類等の「会計監査」及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も行っている。 法律のサポートとしては、TMI総合法律事務所と「顧問契約」を締結し、専属の弁護士と日常的な相談を行っている。税務、会計等については、アーク税理士法人と「業務契約」を締結しており日常的にサポートを受けている。社会保険等の算定については、社会保険労務士と「業務契約」を締結し、給与計算、社会保険料算定等のサポートを受けている。	35.「顧問（弁護士）契約書」 45.「業務（税務・会計）契約書」 46.「業務（社会保険）契約書」 47.「監査報告書」
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務管理及び財産管理については、「理事の職務権限規程」に基づき経費支出等の稟議を行い、「会計規程」により適正に処理を行っている。また、「定款」28条に基づき監事による監査を経て社員総会において議決される業務サイクルが確立している。 一般社団法人法第61条に基づき、監事2名を設置している。現在、監事には専門的能力を有するものとして、弁護士及び会計士が任についている。 定款28条に基づき監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、定款43条に基づき理事会の議事録署名人として指定されており、理事会に出席し具体的な業務運営報告を受けその妥当性も審査している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、上項の体制により、関連規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 助成金事業の適正運用が行われていることを、ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jsc">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jsc</a> 〉に公開している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jsc">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jsc</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人認定法で定められている法定備置書類として「定款」、「各種規程」、「事業計画」、「収支予算書」、「事業報告」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監査報告」、「納税証明書」、「履歴事項全部証明書」、「印鑑証明書」、「役員名簿」、「社員名簿」、「社員総会議事録」、「理事会議事録」を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できるよう整えてある。また、ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉に定款、各種規程、事業計画、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、役員名簿、社員名簿を公開している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-plan">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-plan</a> <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-report">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-report</a>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	「日本代表チーム編成規程」はHPで公表されている。 代表選手の募集、トライアウトの実施要領等は、ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉で公表するとともに、加盟団体に個別に通知している。選考された選手もホームページで公表している。選考理由等開示のために、不服申し立てできる。 フラグフットボール選手については、2024年度に会員登録・情報発出サイトを策定し、直接本協会が会員管理を行っている。また、選考された代表選手はJOC、JSCの選手管理サイトより情報を取得できるシステムとしている。	8.「日本代表チーム編成規程」 67.HPSC_Communication Portal_個人情報の共同利用
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉に、ガバナンスコード自己評価書を、2021年3月より公表している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2022年8月に「利益相反規程」を策定し、管理している。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年8月に「利益相反規程」を策定した。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>2018年度から法律相談事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置しホームページ＜<a href="https://americanfootball.jp/archives/1724">https://americanfootball.jp/archives/1724</a>＞にアップしている。</p> <p>「内部通報規程」第6（相談窓口の利用方法）、第17条（守秘義務）、第18条（通報者の守秘義務）において、守秘義務を課し、通報者を特定し得る情報や通報内容について情報管理を徹底することを規定している。</p> <p>「内部通報規程」第15条（通報者に対する不利益な取扱いの禁止）において、通報者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程している。</p> <p>コンプライアンス担当理事は、「内部通報規程」第12条（調査報告）に基づき、内部通報案件を理事会に報告し、第13条（対応策の実施等）に基づき、理事会が対応策を検討し、「倫理懲罰規程」に該当する場合は理事会内に倫理委員会を設置するなど、通報から処分までの一連の流れを実践しており、役員は通報が正当な行為であることを意識する環境にある。</p> <p>「内部通報規程」第23条（制度の見直し、改善）に基づき、運用状況や監査結果等を踏まえ制度の見直しを行うことを規定している。</p>	21.「内部通報規程」 53.「法律業務委託契約書」（通報窓口）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>2018年度から法律事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置した。</p> <p>「内部通報規程」第10条（調査担当者）により、調査担当者をコンプライアンス担当理事が指名するが、必ず通報窓口の「業務委託契約」を締結した法律事務所の弁護士が調査員として参加する。</p>	21.「内部通報規程」 53.「法律業務委託契約書」（通報窓口）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>JAJFAでは、「倫理懲罰規程」により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規定している。</p> <p>当該ガバナンスコード自己評価を踏まえ、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続周知のため、ホームページに「倫理懲罰規程」をアップしている。 &lt;  <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>&gt;</p> <p>「倫理懲罰規程」第9条（審査）第4項より、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けている。第4条の行為が発生たと疑うに足る理由が認められる場合、第7条に基づき調査担当者を任命し、調査を行い、第6条（倫理委員会の設置）、第11条（処分の通告）、第12条（不服申し立て）により、中立性専門性を考慮したうえで、利害関係人を除く理事3名、監事1名以上、外部有識者（弁護士1名以上）で倫理委員会を設置し、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程している。</p> <p>また、第12条（不服申し立て）には、日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応諾条項を設定している。</p>	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>「倫理懲罰規程」第7条1項に基づき、中立性及び専門性を有する調査者を任命することになっている。処分審査を行う第6条に基づく倫理委員会は、専務理事、理事（1名以上）及び外部有識者（1名以上）と規定しているが、運用の中でできる限り外部有識者で構成し客観的に処分審査を行うこととする。</p>	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「倫理懲罰規程」第12条（不服申し立て）および「日本代表チーム編成規程」第12条（不服申し立て）により、競技者から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決される旨、自動応諾条項を2018年11月17日に設定している。 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への申立期間について特段制限は設けていない。	<a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現状、処分対象者に対しスポーツ仲裁の利用が可能である旨、口頭通知としており、通知書上には記載していなかったが、2021年9月以降は通知書上にも記載を行うこととする。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「危機管理基本方針」を2021年4月に策定した。 その中で、有事の際は機動的な対応を行える体制を構築することとしている。 特に不祥事については組織横断的な活動を可能とする体制として、コンプライアンス委員長が中心となり、倫理懲罰規程に沿って取り組む。 「危機管理基本方針」第2章1(3)に各危機(不祥事を含む)に関する知見を有するものを会議に招集することができると規定している。	54.「危機管理基本方針」 6.「倫理懲罰規程」
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2024年U20世界大会遠征時に不祥事が発生し、選手の処分を行った。	68.U20世界大会_規律違反の調査報告書 70.U20日本代表5選手の処分と是正・再発防止措置について
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	2024年U20世界大会遠征時に不祥事が発生し、内部通報規程に基づき中立性、専門性を有する人物で調査を行い、調査結果を踏まえ2024年8月に倫理委員会設置を理事会確認した。倫理委員は独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士等)を中心に構成した。	6.「倫理懲罰規程」 68.U20世界大会_規律違反の調査報告書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>「入会及び退会に関する規則」、「加盟団体に関する規程」により加盟手続きを経た傘下団体の代表者が正社員として社員総会を構成し、「定款」、「社員総会運営規則」、「理事会運営規程」、「理事等の職務権限規程」の定めるところの権限を有することになる。</p> <p>これにより全体として統一性、整合性のある指導、助言、支援を行うことができる。</p> <p>加盟団体へは、定期的に「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行っている。</p> <p>2024年U20世界大会遠征時の不祥事は、当該選手が所属する大学と連携し、本協会が調査した内容の共有などを図るとともに、大学の処分についても、大学に勧告することとした。</p> <p>別件で大学内でのパワハラ通報においては、その大学が加盟する学連（本協会加盟団体）に調査を要請し、情報・本協会のスタンスを共有し、今後の報告を踏まえ支援することとしている。</p>	<p>41.フェアプレイ宣言</p> <p>42.フェアプレイセミナー開催案内</p> <p>43.フェアプレイシンポジウム実施内容</p> <p>44.シンポジウム資料</p> <p>69.U20世界大会_規律違反_大学報道説明会資料</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>加盟団体のガバナンス強化のため、定期的に「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行っているほか、統括団体が実施する研修の活用や、共有を行っている。</p> <p>また、ホームページにて適時、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る有益な情報を発信している。</p>	<p>41.フェアプレイ宣言</p> <p>42.フェアプレイセミナー開催案内</p> <p>43.フェアプレイシンポジウム実施内容</p> <p>44.シンポジウム資料</p>